

公益通報制度の 活用について

公益通報制度とは、本市職員等からの本市の事務又は事業における法令違反（条例、規則等含む）に関する通報を適切に処理するとともに、当該通報を行った職員等の保護を図るものです。職場で違法な行為を発見したときは、一人で悩まずに公益通報制度を利用してください！
通報だけでなく、公益通報に関する「相談」も受け付けています。

■ 通報できる者

①本市職員のうち労働者（労働基準法第9条に規定する労働者）である者に加え、②委託又は請け負いにより本市の業務を行う事業者の役員又はその従業員、③指定管理者の役員又はその従業員及び①②③の退職者（1年以内）が公益通報をすることができます。

■ 通報の対象となる事実

本市の事務又は事業における法令（条例、規則等含む）に違反する行為

■ 通報方法

「公益通報票」に記入し、文書またはメールにて次の通報先に通報してください。

氏名を明らかにした通報を原則とします。ただし、違法な行為等を確認することができる、客観的かつ具体的な根拠を示して通報した場合は、匿名であっても公益通報として取り扱います。

■ 通報先・相談先

★ 職員倫理課長（電話：221-2917）

公益通報メールボックス アドレス koueki_k@city.himeji.lg.jp

★ 総務部長（職員倫理課長に係る公益通報）

公益通報メールボックス アドレス koueki_b@city.himeji.lg.jp

★ 菊井 豊 弁護士（公益通報相談員）

〒670-0948 姫路市北条宮の町392番地（電話：286-8880）

★ 高島 浩 弁護士（公益通報相談員）

〒650-0033 神戸市中央区江戸町98番地1

東町・江戸町ビル5階（電話：078-393-1350）

■ 問い合わせ先

職員倫理課（電話：221-2191）